

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型・B 型事業所における在宅でのサービス提供について

1 在宅でのサービス提供について

新型コロナウイルスの感染予防の観点から、在宅でのサービス利用を希望する者について、就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型・B 型事業所（以下「事業所」という。）が在宅においてサービスを提供することを認める。

2 届出について

事業所は、契約内容報告書（様式第 26 号）により、在宅でのサービス提供を実施する開始日及びその事由を延岡市障がい福祉課まで届け出ること。さらに、在宅でのサービス提供に係る支援内容を記載した個別支援計画を、事前に当課へ提出すること。

届出は、事務連絡発出日（令和 2 年 3 月 9 日）以降、契約内容報告書（様式第 26 号）の実施開始の届出をもって、本取扱いの適用とする。

なお、当該適用に伴う利用者の申請は、改めて提出が必要なものではないとする。

3 サービス提供について

サービス提供に係る要件については、平成 19 年 4 月 2 日障障発第 0402001 号 厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 30 年 4 月 1 日障障発第 0410 第 1 号一部改正）により定められているが、本取扱いについては、次のように適応する。

(ア) 会社等に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

(イ) 在宅利用者の支援にあたり、1 日のうち、作業開始及び作業終了時に電話等で連絡を取り合うことで、生活リズムの維持・管理をすること。また、その連絡の際に、心身状態や作業・訓練等実施可否の確認、目標共有や助言、進捗状況の確認等の支援が行われ、日報を作成されていること。さらに、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1 日 1 回を超えた対応も行うこと。

(ウ) 緊急時の対応ができること。

(エ) 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

(オ) 事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所又は電話等により、評価等を一週間につき 1 回は行うこと。

(カ) 原則として月の利用日数のうち 1 日は、職員による訪問、在宅利用者による通所、電話等により訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(キ) (オ) を実施した際に、あわせて (カ) の評価等も行われた場合、(カ) の実施に置き換えて差し支えない。

4 障がい福祉サービス費の請求について

従来どおり宮崎県国民健康保険団体連合会に請求すること。また、在宅支援を行った月の翌月 10 日までに、「新型コロナウイルスへの対応等に伴う在宅サービス提供中の支援体制に関する報告書（別紙）」を延岡市障がい福祉課に提出すること。

5 その他

(1) 本取扱いについては、新型コロナウイルス感染拡大防止における暫定的な対応とする。

(2) 本取扱いの対象者は、延岡市が支給決定している者に限る。その他の者については、援護の実施者に確認すること。